（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第六項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改め、同条第七項中「第十二条第七項及び第八項」を「第十二条第八項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第七項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改め、同条第八項中「第十二条第七項及び第八項」を「第十二条第八項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

第五十四条第四項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第六項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改め、同条第七項中「第十二条第七項及び第八項」を「第十二条第八項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

建設業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第五十五号

建設業法等の一部を改正する法律

（建設業法の一部改正）

第一条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十七条の三十八」を「―第二十七条の三十九」に改める。

第五条第三号中「役員」を「役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第七条第一号イ又はロに該当する者（法人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に常勤であるものの一人に限り、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に限る。）及びその営業所ごとに置かれる同条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名

第六条第一項第四号及び第七条第三号中「役員」を「役員等」に改める。

第八条中「第十一号」を「第十三号」に改め、同条第四号中「役員」を「役員等」に改め、同条第十一号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「役員」を「役員等」に、「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「役員」を「役員等」に、「第八号」を「前号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

第八条に次の一号を加える。

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十一条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第五項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

第十三条中「第五条、第六条第一項及び第十一条第一項から第四項までに規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五条の許可申請書

二　第六条第一項に規定する書類（同項第一号から第四号までに掲げる書類であるものに限る。）

三　第十一条第一項の変更届出書

四　第十一条第二項に規定する第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五　第十一条第三項に規定する第六条第一項第三号に掲げる書面の記載事項に変更が生じた旨の書面

六　前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

第十七条中「おいて」の下に「、第五条第五号中「同条第二号イ、ロ又はハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ又はハ」と」を加える。

第二十条第二項中「提示しなければ」を「交付しなければ」に改める。

第二十五条の二十七の見出しを「（建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保）」に改め、同条第一項中「建設業者は、」の下に「建設工事の担い手の育成及び確保その他の」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「建設工事の担い手の育成及び確保その他の」を、「講習」の下に「及び調査」を加える。

第二十七条の三十七中「指導等」を「講習、指導、広報その他の」に改める。

第四章の三中第二十七条の三十八の次に次の一条を加える。

（建設業者団体等の責務）

第二十七条の三十九　建設業者団体は、その事業を行うに当たつては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2　国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第二十八条第一項中「第十三条第三項」を「第十五条第一項」に、「第二十四条の七第四項」を「第二十四条の七第一項、第二項及び第四項」に、「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十五条第二項若しくは第三項」に改め、同項第三号中「役員」を「役員等」に改め、同条第四項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十五条第二項若しくは第三項」に改める。

第二十九条第一項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号の二及び第四号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「一に」を「いずれかに」に、「又は第五項」を「若しくは第五項」に改める。

第二十九条の四中「役員」を「役員等」に改める。

第四十九条及び第五十一条中「登録講習実施機関等の役員等」を「登録講習実施機関等の役職員」に改める。